

# 八王子市立片倉台小学校 いじめ防止基本方針

策定：平成25年10月 改訂：平成27年3月

：令和8年4月

## 1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

## 2 主な取り組み

### (1) 道徳教育等の充実

- ① いじめを根絶し、児童一人一人が安心して登校できるようにいじめ防止に関する授業を特別の教科道徳の中に位置付け、年間3回外部講師「人権擁護委員」及び「弁護士」を活用して実施する。また、SOSの出し方に関する教育を学級活動に位置付け、担任と外部講師(保健師、スクールカウンセラー)が連携して授業を実施する。
- ② 特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ 校内研究を中心に、他者との関わりについて考え、コミュニケーション能力を高める活動や体験を重視した教育活動を推進する。
- ④ 児童会における活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを必要に応じて行う。
- ⑤ 家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度等、児童の豊かな心をはぐくむための取り組みを推進する。

### (2) 未然防止や早期発見のための措置

<いじめ対策委員会（生活指導主任主催）>

- 校長・副校長
- 主幹・主任教諭・教諭
- 主任養護教諭
- スクールカウンセラー

<特別支援教育委員会の組織>

- 特別支援コーディネーター
- 低・中・高 担任
- 主任養護教諭 専科 なかよし
- スクールカウンセラー

- ① 特別支援教育委員会と合わせ、毎週金曜日の「いじめ対策委員会」、火曜日の生活指導夕会を活用しながら、児童の情報を共有し、複数の目で子供たちを見守ると共に、組織的に対応する。
- ② 6月・11月の[ふれあい月間]を通じて、いじめに関する児童アンケートを適宜実施する。
- ③ 毎学期1回ずつ全学年を対象にアンケートを実施し、児童の実態を把握する。
- ④ 全学年に見守りシートを配布・活用し、いじめの早期発見に努め、必要に応じて保護者に連絡したり、児童と面談したりする。
- ⑤ 毎週金曜日に来校するスクールカウンセラーによる相談活動を充実させる。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ① 児童への情報モラルの指導を道徳や学級指導、セーフティ教室等で徹底すると共に、家庭にも共通理解が得られるよう、セーフティ教室に保護者の参加を呼びかけたり、保護者会等で情報提供をしたりしていく。
- ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ③ 「SNS 東京ルール」を踏まえ策定した「SNS 学校ルール」「SNS 家庭ルール」について家庭と連携し、児童の発達段階に応じた指導を行う。

## 3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を、当事者、周辺児童等から徹底的にする。
- (2) 管理職・生活指導主任への報告・相談を速やかに行う。
- (3) いじめ対策委員会、生活指導夕会などで、全職員への周知し、共通理解を図る。
- (4) いじめを受けた児童またはその保護者に対する支援を行う。
- (5) いじめを行った児童の人格の成長を旨とし、教育的配慮の下、毅然と指導し、その保護者に対する助言を行う。
- (6) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、関係諸機関と連携して対応する。

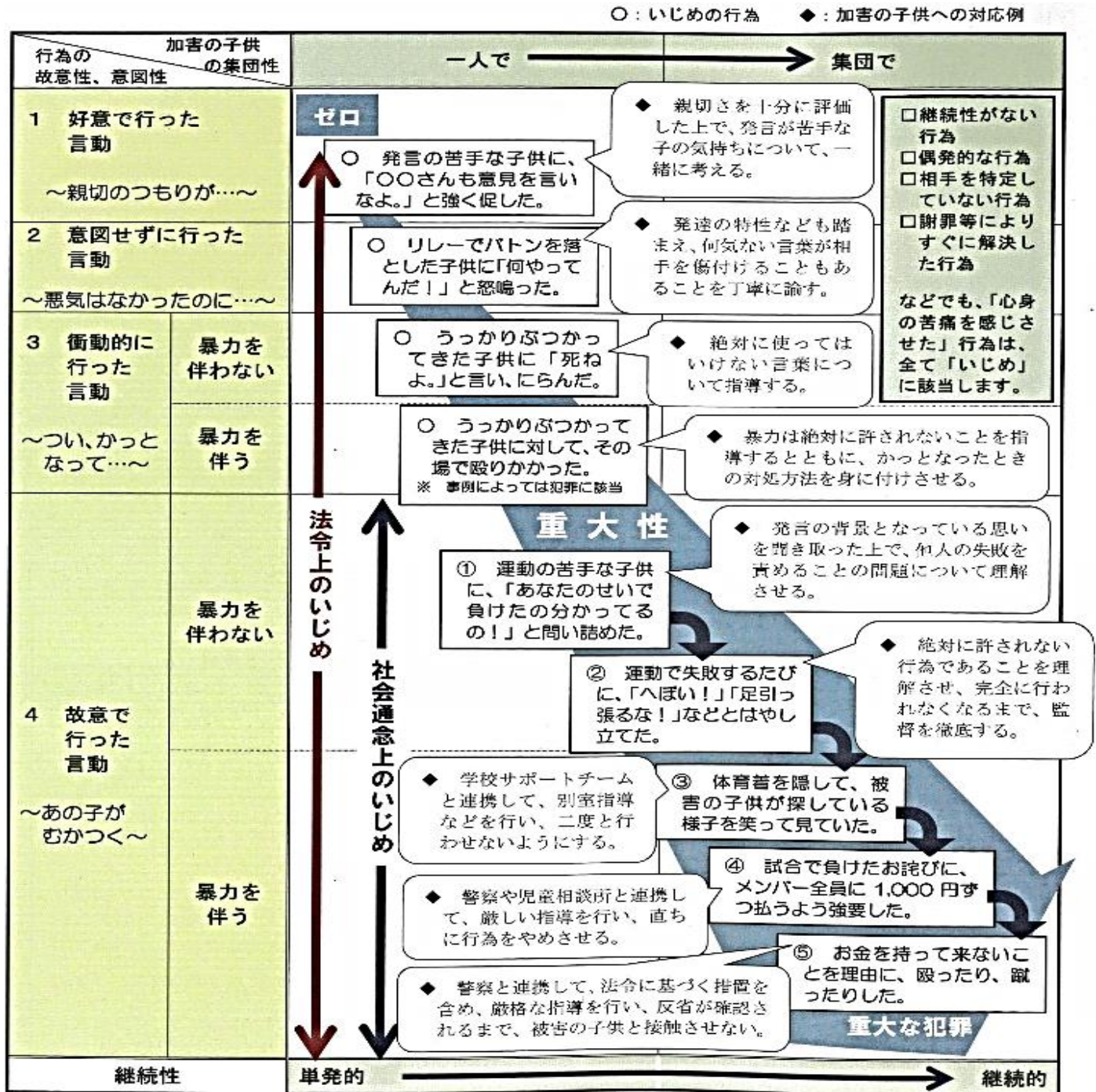
## 4 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童およびその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

## 5 重大性の段階に応じたいじめの類型

以下の類型（平成29年度いじめ総合対策【第2次上巻より一部抜粋】）は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「新進手の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。

個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性（行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等）を総合的に考慮して、適切な対応を行う。



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。  
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

## 6 いじめ対策委員会

以下のような状況を中心にいじめ対策委員会で、対応を協議する。

(1) 被害・加害両児童相互の力のバランスが均衡していない場合（被害側が言い返したりやり返したりできない場合）

(2) 「思い込みの正義感」が見られる場合。（過度な注意などをして、自分は正しただけだと思いついていて、自分だけが正しいと思っている場合）。

尚、上記以外の状況であっても、管理職及び、生活指導主任、特別支援コーディネーターが重篤な事態につながる状況だと判断した場合。

いじめ対策委員会で特別な対応を取ることが決まった場合には、保護者に連絡をして行い、指導後や観察後には、保護者への報告と次の手立てを伝えるなどの連絡を行うようにする。